

令和4年

第8回 農業委員会総会（月例会）議案

令和4年7月7日

前橋市農業委員会

令和4年 第8回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和4年7月7日午後2時44分
- ・閉会日時 令和4年7月7日午後3時40分
- ・開催場所 市庁舎3階31会議室

・出席委員（24人）

1番 松田 智之	2番 小池 真澄	3番 須賀 民雄	4番 平野 豊一
5番 阿久津 昌枝	6番 井田 健	7番 坂本 忠	8番 横室 辰雄
9番 関 けい子	10番 伊能 良雄	11番 齋藤 禎	12番 下田 将文
13番 矢端 晴美	14番 奥野 和子	15番 松島 敏男	16番 星野 和幸
17番 小堀 清	18番 関根 由彦	19番 澁澤 聖一	20番 青木 朱美
21番 深町 富士雄	22番 須田 一男	23番 石村 利夫	24番 江原 弘

・事務局出席者

事務局長 藤井 義嗣	局長補佐 長谷川 浩樹	局長補佐 井草 依早子	係長 深澤 直純
副主幹 佐藤 信一	副主幹 望月 優至	副主幹 福田 邦夫	主任 寺田 恵美
主事 宮澤 柚香里	専門員 齋藤 孝朗	嘱託員 古市 直子	

・農政課出席者

副参事 大崎 正俊

・付議事件

- （1）議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について
- （2）議案第41号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条）
- （3）議案第42号 農地一時転用許可期限延長願いについて（5条）
- （3）議案第43号 農地法第4条の規定による許可申請について
- （4）議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請について
- （5）議案第45号 公売農地の買受適格証明願い 耕作目的について
- （6）議案第46号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定について
- （7）議案第47号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について

・報告事項

- （1）農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- （2）農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- （3）農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- （4）現況証明交付状況について
- （5）農地転用等の意見聴取の結果について
- （6）令和4年度 新規就農者激励会・家族経営協定合同調印式について
- （7）前橋農業振興地域整備計画の変更について

藤井局長	それでは、これから令和4年第8回農業委員会総会を開催いたします。 開会に先立ちまして、深町会長よりご挨拶をお願いいたします。
深町会長	◇（挨拶）
藤井局長	続きまして、本日の出席状況につきましては、全員の方の出席ということになります。従いまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会議は成立いたしますことをご報告申し上げます。 なお、本総会は一般公開となります。傍聴者がいる場合は随時受付をさせていただきますので、ご了承ください。 ここからは、会議規則第5条の規定により、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、深町会長よりお願いいたします。
議 長	《深町会長、議長に就任》 それでは、令和4年第8回農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名させていただきます。15番 松島 敏男委員、16番 星野 和幸委員をお願いいたします。 それでは、はじめに議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から11番の審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。
寺田主任	◇（議案書・順次、整理番号、契約内容、備考を朗読、説明） 以上、整理番号1番、11番の申請については保留の審議をお願いいたします。整理番号2番から10番の申請については、農地法第3条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。
議 長	なお、2番、11番につきましては、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いいたします。
10番委員 （4班班長）	それでは、整理番号2番について報告させていただきます。申請地については、市立木瀬中学校から北西約300mに位置する下長磯町地内、および市立広瀬小学校から北約700mに位置する下大島町地内の農振農用地区域内にある農地です。面接には本人が来られました。申請に至った経緯として、製造業の先行きの不明の中、個人で1次産業に従事したいそうです。現在、現地にはスーパーフードと呼ばれる根から花まで全利用できるモリンガや、タピオカの原料となるキャッサバが栽培されています。将来は加工等を行い、ブランド化をしていきたいとのことです。現在の農業従事者は本人、妻、母親の3名です。農業機械もトラクター1台、管理機、耕耘機各1台を所有。農作業歴は1年間ですが、モリンガ、キャッサバの営農に注力し、5年後、80a程度まで農地を増やしていきたいそうです。また、6次産業化積極的に進めたいと考えているそうです。調査班としては、本人の営農意欲が認められ、また技術習得の努力、さらに営農計画等も整合性があることから、就農営農の確実性があると認められるため、許可相当と判断いたしました。
議 長	続きまして、整理番号11番の報告をいたします。申請地は荻窪温泉あいのやまの湯から東に約420mに位置する横沢町地内の農用地区域内にある農地です。申請事由として、かつての経験を生かし、一度中断した農業を、また新たに始め、ソバの実の栽培を行いたく申請をしたとのことです。面接には本人と行政書士の2名で来られました。申請に至った経緯は農地を取得し、老後、健康のため野菜でも作り、孫に継承したいということです。20年前は農業をしていて、作物はレタス、カリフラワー、ハウレンソウ等、経験はあるとのことでした。申請地の栽培作物を選んだ理由は、高齢でもできるジャガイモ、サツマイモだそうです。申請のソバの実の栽培は、友人より、難しいからやめろ、と言われたということです。申請の書類等、及び計画に変更があり、調査班としては、保留としたいと思います。以上です。
議 長	以上で事務局の説明、それから調査班長の報告が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。
18番委員	18番です。整理番号2番のモリンガ、キャッサバというのはどんな作物ですか。分かりま

	すか。
10番委員 (4班班長)	キャッサバは、一時、ブームになりましたドリンクの中に入っている小粒なコンニャクのような食感があるタピオカの原料になります。地域としては東南アジアでも栽培されているイモです。そのイモを粉末にして、タピオカなどを作るといことです。それから、モリングアについてはスーパーフードと呼ばれていて、腎臓、肝臓など体に良くて、糖尿病にも良く効くと言われているそうです。やはり同じように東南アジアで栽培されているとのこと。申請人の奥さんの出身が海外なので、そういったことで栽培していこうということだと思われます。現在、畑では栽培されています。どのように栽培するのか聞いたところ、熊本の方から種を購入し、自分でハウスの中で育てて、それを移植するそうです。また、キャッサバについては、挿し木でも簡単にできるということだそうです。よろしいでしょうか。
18番委員	もう1つ質問します。ずいぶん単価が良いのですが、これは加工品になった場合の単価ですか。それとも、生でといいますか、作物ができれば、この単価になるのでしょうか。
10番委員 (4班班長)	本人は加工に移していくということですので、販路も考えているようで、最初は自身の会社で販売を始めていくそうです。金額は3年後に見込んだ金額ですので、単価については、加工をしたものだと思います。
18番委員	分かりました。
議 長	他にありますか。
17番委員	17番です。整理番号11番ですが、保留になった面積を見ますと、8,883㎡です。保留にして何年かしたら、遊休農地になってしまうのではないですか。保留にしたのが問題ではなく、この面積を借りなければ、所有者が耕作するのですか。
10番委員 (4班班長)	その耕作するかとは別に、この保留になった理由というのは、それだけの面積にソバを作るという申請でしたので、現在、作付作物の変更などで、書類が整っていないので、保留ということです。ですから、再度、申請する作付作物をどうするかによっては、保留の先を考えられるのかと思います。
深澤係長	事務局からよろしいでしょうか。この案件ですが、申請書が出てきて、申請の内容で審査をしようと思い、話を始めたら、その内容ではやらないという話になりました。そこで、どのようにやるのですか、と聞いたところ、良く分からない、ということでした。当初はソバを作りたいということで、代理人もその内容で書類を整え、ソバを作るということで、現地も確認し、面接に臨みましたが、本人が事前に申請書を出しているのに、良く知っている人がソバを作っているので行って見たら、そんなに簡単にできない、と言われ、方向転換をしたいということでした。では、もう一度、良く計画を練って提出をしてくださいということで、その先の話が進まなかったの、保留ということです。調査班の方も、事前に申請書も良く読んでくださり、現地もそのつもりで見てきたのに、実際、面接で話を聞いたら、代理人はソバを作るつもりで、本人は申請はソバだけれど、それはできないので、他のものにしたいという話になり、計画が見越せなかったことがあって、このようなかたちになっています。ご了承ください。実際にはその農地を借りない、貸さないという話ではありません。申請の内容が全く変わってしまったということです。
17番委員	話は分かりました。でも、この面積を、そういうことでやっておくと、ある意味違う方面に問題になってきますよね。
深澤係長	申請の内容と本人の意向が違うというのは、審査ができない状態です。実際にはそこは作ると言っているの、計画を再度、練り直すよう、お願いしているところです。
17番委員	分かりました。
議 長	よろしいですか。他になければ、採決をしたいと思います。それでは採決をいたします。 整理番号1番、11番を保留とし、整理番号2番から10番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	◇(挙 手)
議 長	全員賛成でありますので、議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号1番、11番を保留とし、整理番号2番から10番を許可とすることに決定いたします。

佐藤副主幹 議 長	次に、議案第４１号 農地法の規定による許可後の計画変更申請５条許可について、整理番号１番の審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。 ◇（議案書・順次、整理番号、内容等、契約内容、転用目的等を朗読、説明） 以上で事務局の説明が終わりました。皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。 ◇（意見、質問等なし）
議 長	ないようですので、採決をしたいと思います。 整理番号１番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。 ◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第４１号 農地法の規定による許可後の計画変更申請５条許可については、整理番号１番を承認とすることに決定いたします。 次に、議案第４２号 農地一時転用許可期限延長願い５条許可について、整理番号１番の審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。
佐藤副主幹 議 長	◇（議案書・順次、整理番号、契約内容、延長期限、転用目的等を朗読、説明） 事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。 ◇（意見、質問等なし） ないようですので、採決をしたいと思います。 整理番号１番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇（挙 手） 全員賛成でありますので、議案第４２号 農地一時転用許可期限延長願い５条許可については、整理番号１番を承認することに決定いたします。
望月副主幹	次に、議案第４３号 農地法第４条の規定による許可申請について、整理番号１番から４番の審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。 ◇（議案書・順次、整理番号、転用目的、備考等を朗読、説明） 整理番号４番については建築指導課の開発許可申請との調整により、今月は保留とし、来月、ご審議のほど、お願いいたします。 以上、整理番号１番から３番の申請については、農地法第４条第６項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしく申し上げます。
議 長	以上で事務局の説明が終わりました。皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。 ◇（意見、質問等なし）
議 長	ないようですので、採決をしたいと思います。 整理番号４番を保留とし、整理番号１番から３番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 ◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第４３号 農地法第４条の規定による許可申請については、整理番号４番を保留とし、整理番号１番から３番を許可とすることに決定いたします。 次に、議案第４４号 農地法第５条の規定による許可申請について、整理番号１番から３０番までの審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。
佐藤副主幹	◇（議案書・順次、整理番号、転用目的、備考等を朗読、説明） 以上、整理番号１番から３番、５番から３０番の申請については、農地法第５条第２項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしております。また、整理番号４番については開発協議中であることから、保留での審議であることをご報告いたします。ご審議のほど、よろしく申し上げます。
議 長	なお、整理番号４番、１２番につきましては、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いいたします。

10番委員
(4班班長)

整理番号4番の報告をさせていただきます。現地・面接調査案内図46ページから53ページになります。申請地は、市立荒砥中学校の東約660mで、東側は主要地方道伊勢崎・大胡線、北側は市道、西側と南側は田に囲まれた10ha以上の広がりのある集団農地の第1種農地です。第1種農地は原則、転用はできませんが、施行規則第35条第4号の規定にある「流通業務施設、休憩所、給油所、その他これらに類する施設」に該当するため、不許可の例外と考えられます。面接には会社の前橋地区担当者和他2名の3名が来られました。申請に至った経緯は、前橋市東部にコンビニエンスストアの出店を希望していたところ、地主と折り合いが付き、計画の運びとなったそうです。法人の事業概要は前橋市内の店舗数86店、今回の店舗が87店舗目になるそうです。雇用予定人数は15名、営業時間は24時間365日です。利用計画については、土地は盛土を行うそうです。周囲には高さ1.2mのメッシュフェンスを設置する予定。貯水処理は貯留浸透槽を設け、オーバーフローを放流するとのことです。外灯等照明は農地の農作物に被害防除対策をし、設置するとのことです。集団農地の第1種農地であるため、敷地内にイートインスペースを設けるということです。調査班としては防除対策が取られていることや、実行性が確認できたことから許可相当と判断いたしました。

整理番号12番です。現地・面接調査案内図54ページから59ページをご覧ください。申請地は、道の駅ぐりーんふらわー牧場・大胡の東側に隣接し、国道353号線から南に130mほどで、北側は宅地、西側と東側は公衆用道路、南側は畑に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。面接には会社の代表者と行政書士の2名で来られました。申請法人は申請地から50mほど離れた場所に事務所、工場、駐車場があり、建築に関わる業務を行っています。主な事業概要は木造ツーバイフォーの資材加工、出荷です。木材の加工、及びこれらの資材の保管等、業務の拡大に伴い、現在の敷地では手狭になり、このような中で土地を譲ってもらえることになったそうです。申請地は露天資材置場と従業員の駐車場、及びトラックの駐車場として利用したく申請するそうです。造成はせず、現状のまま使用するとのことです。雨水処理は計画していないとのこと。照明は今のところ設置予定はないそうです。周囲のフェンス等は、とりあえずロープ等により出入りの制限をしたいとのことです。一部、北側にフェンスがあります。現在の会社の中では、トラック等が往来するときに、会社内の道路等が狭く、車をぶついたり、安全上の問題も発生しているため、申請地に露天資材置場、露天駐車場をつくりたいとの話でした。調査班としては、資材置場、及び駐車場も必要性、社内での走行の安全性の確保のため、必要性が確認されたことから許可相当と判断いたしました。以上です。

深澤係長

事務局です。追加の説明をさせていただきます。今、整理番号4番の説明を調査班長からしていただきましたが、調査班としては内容的には問題ない、ただし、開発の手続きが進んでいないので、今回は保留ということになりますので、ご了承ください。なお、現地・面接調査案内図の50ページの資料が、昨日、差替えになりました。調査班長からイートインスペースを設けるという話がありましたが、当初、イートインスペースがいらないのではないかとということで、一旦、省かれたのですが、それでは問題があるので、再度、イートインスペースを設置することになりました。50ページの図面の中では、正面南側から入って、左奥は商品があり、入ってすぐ右に行った壁沿いのところに、イートインスペースを3席ほどつくる計画になっています。今回の資料の差替えが整っていなかったもので、そのままの図面をつけてしまい、申し訳ございません。以上です。

議長

以上で事務局の説明、それから調査班長の報告が終わりました。皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

17番委員
佐藤副主幹

17番です。整理番号23番ですが、面積が18㎡となっていますが、どのくらいですか。こちらは、実際に家を建てるメインの部分の地目は宅地になっていまして、接続している細い畑を転用することになっています。説明が足らず、申し訳ありません。

17番委員
議長

分かりました。
他の方、ございませんか。他にないようですので、採決をしたいと思います。
整理番号4番を保留とし、1番から3番、5番から30番を許可とすることに賛成の方の挙

	手を求めます。
	◇（挙 手）
議 長	賛成多数でありますので、議案第４４号 農地法第５条の規定による許可申請については、整理番号４番を保留とし、整理番号１番から３番、５番から３０番を許可とすることに決定いたします。
	次に、議案第４５号 公売農地の買受適格証明願い耕作目的について、整理番号１番の審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。
寺田主任	◇（議案書・順次、整理番号、公売実施機関、公売期日等を朗読、説明）
	以上、整理番号１番の申請については、農地法第３条第２項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。
	◇（意見、質問等なし）
議 長	よろしいですか。ないようですので、採決をしたいと思います。
	整理番号１番を適格とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第４５号 公売農地の買受適格証明願い 耕作目的について、整理番号１番を適格とすることに決定いたします。
	なお、当該願い出人が最高価格競落人となり、許可申請書が提出された場合には、本証明願いの内容と事情が異なると会長が認めた場合を除き、許可して差し支えない旨の付帯決議事項を付けさせていただきます。
	次に、議案第４６号 農地法第３条第２項第５号の規定による農地取得「下限面積」の設定について審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。
寺田主任	◇（議案書の朗読、説明）
議 長	なお、現地調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いいたします。
１０番委員 （４班班長）	それでは、登録空き家に付随する農地として申請のありました１件について、報告いたします。現地・面接調査案内図６０ページから６５ページをご覧ください。申請地の北側は市道、西側と東側は宅地、南側は水路に囲まれた農振農用地区域内の農地です。申請事由は、空き家と農地を同時に手放したく、下限面積を１ａとするための申請です。今回、申請の農地は空き家バンクに登録された空き家の西側に隣接しており、住宅と併せて利用するには利便性は高いと考えられます。申請地は、畑、４４６㎡で、現在は休耕となっていますが、耕耘することで農地として利用することは可能と考えられる状況です。ただし、土地所有者が管理できないとすると、今後、荒れてしまうことが予想されます。荒廃農地区分としては「Ａ」、農地法施行規則第１７条第２項第２号については支障ありません。このことから、調査班としては、農業に関心のある移住者を呼び込み、また、遊休農地の解消が期待され、下限面積の１ａに設定することは適当であると判断し、報告いたします。以上です。
議 長	以上で事務局の説明、それから調査班長の報告が終わりました。皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。
	◇（意見・質問等なし）
議 長	ないようですので、採決をしたいと思います。
	議案第４６号について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第４６号 農地法第３条第２項第５号の規定による農地取得「下限面積」の設定について、原案を決定いたします。
	続いて、議案第４７号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について、審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。
齋藤専門員	◇（議案書の朗読、説明）

議 長 事務局の説明が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

議 長 ◇（意見・質問等なし）

議 長 ございませんか。ないようですので、採決をしたいと思います。

議 長 議案第４７号について、原案を決定することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 ◇（挙 手）

議 長 全員賛成でありますので、議案第４７号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更について、原案を決定いたします。

次に、２４ページ以降の報告事項ですが、報告事項（１）から（４）までの内容は、

（１）法第４条の届出書の受理状況	４件
（２）法第５条の届出書の受理状況	１７件
（３）法第１８条第６項の規定による通知書の交付状況	７件
（４）現況証明交付状況	１件

報告事項（５）は、６月総会において許可した、法第５条の農地転用１件について、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。

次に、報告事項（６）新規就農者激励会・家族経営協定合同調印式について、事務局より説明をお願いします。

宮澤主事 ◇（議案書の朗読、説明）

議 長 説明が終わりました。皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

議 長 ◇（意見、質問等なし）

議 長 ございませんか。よろしいですね。

議 長 続きまして、報告事項（７）前橋農業振興地域整備計画の変更について、説明をお願いします。

大崎副参事 ◇（別途資料の朗読、説明）

議 長 説明が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

議 長 ◇（意見、質問等なし）

議 長 意見がないようですので、よろしいですか。

議 長 それでは、本日の議事は全て終了いたしました。総会を閉会とさせていただきます。

（閉会午後３時４０分）